

○検収確認窓口の設置及び納品検収体制の整備に関する内規

(平成 19 年 11 月 12 日)

改正 (平成 28 年 1 月 20 日)

(目的)

第 1 条 公的研究費の不正使用・不正経理を防止するために物品の納品検収の整備を図る。

(検収確認窓口の設置)

第 2 条 検収確認窓口を事務局総務課に置き、検収確認責任者(総務課長)が納品及び検収確認に関する実務を総括する。

2 検収確認責任者は検収確認担当職員(総務課職員)を指名し、実際の納品及び検収確認を行わせる。

(検収確認窓口で検収を行う基準)

第 3 条 研究者は発注金額が 10 万円未満又は、遠隔地で購入し使用する物品に関し検収を行う。

2 発注金額が 10 万円以上の物品購入については、検収確認窓口において検収確認及び納品を行う。ただし、大型の備品等で検収確認窓口において納品が困難な物品に関しては、納入場所において検収確認担当職員が立ち会い納品及び検収確認を行うものとする。

3 緊急を要する場合又は休日や勤務時間外に納品の必要な物品については、研究者が検収・納品を行うが、後日検収確認担当職員へ報告し、検収確認担当職員が再度確認を行うものとする。

4 特殊な役務については、原則として成果物及び完了報告書等の履行が確認できる書類により検収を行うとともに、必要に応じ抽出による事後チェックなどを含め、これに係る仕様書、作業工程などの詳細をこれらの知識を有する発注者以外の者がチェックする。また、成果物がない機器の保守・点検などの場合は、検収確認担当職員が立会い等による現場確認を行うものとする。

(その他)

第 4 条 この内規に定めるもののほか、適正な検収確認及び納品に関し必要な事項は沖縄県立研究不正防止計画推進委員会において審議するものとする。

附則

この内規は平成 19 年 11 月 12 日から施行する。

附則

この内規は平成 28 年 1 月 20 日から施行する。